

---

## 2. 就業規則への明記

---

施設（団体）が、会員に退職金を支給（書類上の取り扱い）することになるので、退職金支給に関する規程を作成（整備）します。

作成にあたっては、就業規則（または給与規程）のなかに設ける場合と、独立した退職金支給規程となる場合の方法がありますが、社会福祉施設職員退職手当共済法による退職金は、独立行政法人福祉・医療機構がその規程により、また共済会も運営規程・年金規程により退職給付金を支給するので、就業規則（または給与規程）への一部挿入により整備した方が簡略化できます。

なお、社会福祉協議会等にあつては、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に置換えること。

### (1)（作成例示） 就業規則の一部改正

#### 第〇章 給 与

（退職金）

第〇〇条 職員の退職金の支給については、社会福祉施設職員退職手当共済法に定めのある退職手当共済契約と愛知県民間社会福祉事業職員共済会の定める運営規程・年金規程により行なう。